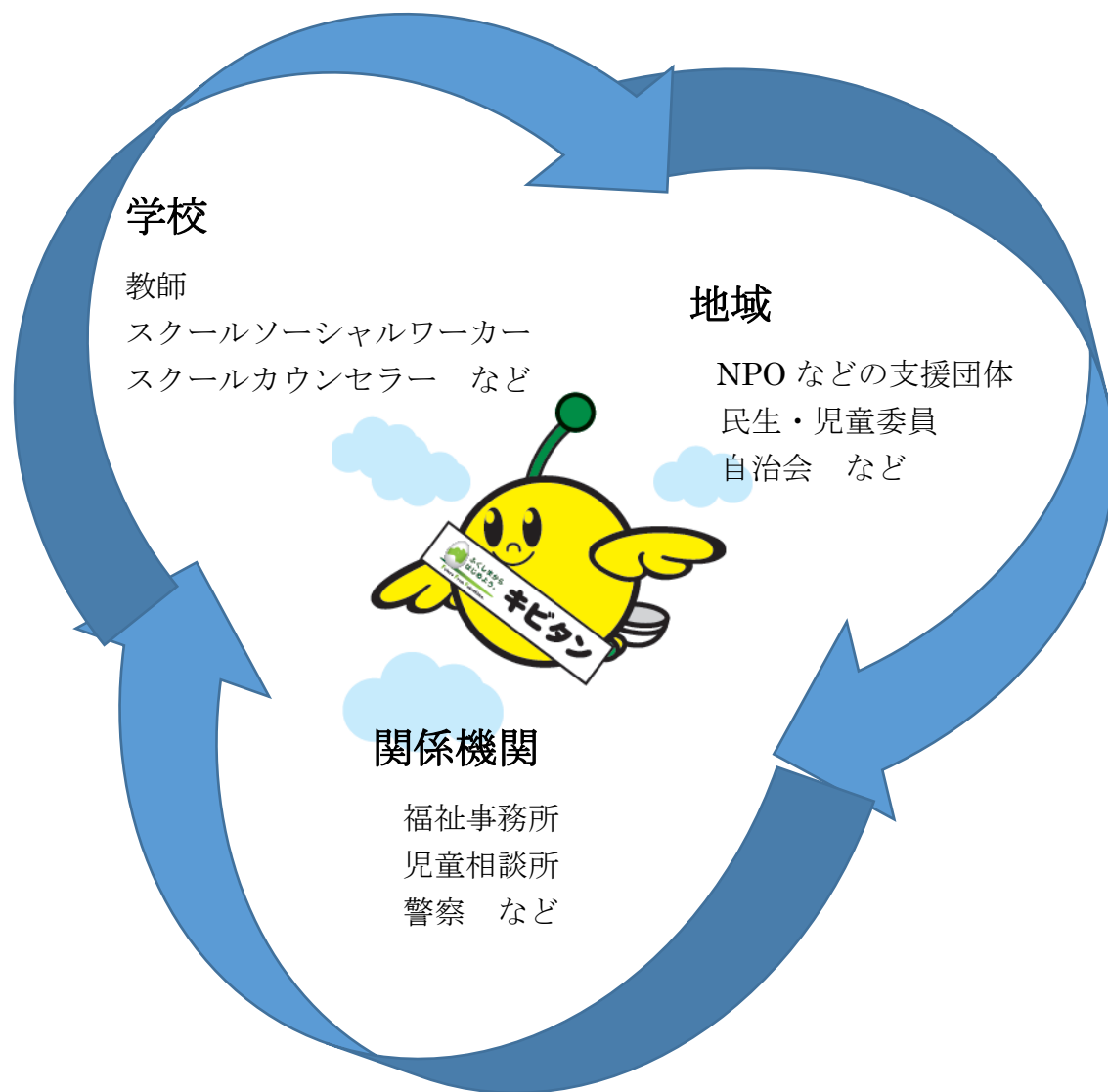


新生子ども夢プランの改訂 ～子どもの貧困対策～

子どものためにつなげる、つなぐ、支援。



○教育の支援

- ・学校を貧困対策の窓口とするとともに、児童相談所、福祉事務所、市町村などの関係機関との連携を深めることで早期に生活支援や福祉制度につなげ、生活保護などの適切な支援に結びつける。

○生活の支援

- ・社会生活への適応が困難な青少年のための居場所づくりなどに取り組む。
- ・適切な居場所を提供するため、小中学生を対象に、放課後や週末等に学習支援や体験活動を行うための支援を行う。

○保護者に対する就労の支援

- ・就職に関する相談や情報提供、自立支援プログラムの策定など、ひとり親家庭に対する一貫した就業支援を行う。
- ・授業料負担軽減の取組を推進し、高等学校中退者が再入学した際の学び直しを支援する。

○経済的支援

- ・児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的支援を行う。
- ・生活困窮者等の世帯の中学生及び高校生を対象に高校進学支援及び高校中退防止の取組等を行う。
- ・離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失のおそれのある家庭に対し、住居確保給付金の支給や就労支援等を行い、自立に向けた支援を行う。